

## 長野市連携中枢都市圏ビジョン懇談会要綱

## (設置)

第1 本市が中心となり策定を行う長野地域に係る連携中枢都市圏ビジョン（連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年総行市第 200号。以下「国要綱」という。）第6に定める連携中枢都市圏ビジョンをいう。）（以下「ビジョン」という。）について、広く関係者の意見を反映させるため、長野市連携中枢都市圏ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

## (任務)

第2 懇談会は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) ビジョンの策定に関すること。
- (2) その他ビジョンに関し、市長が必要と認める事項

## (組織)

第3 懇談会は、座長及び委員20人以内で組織する。

2 座長は企画政策部担任副市長を充て、委員は次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 国要綱第5に定める圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化又は圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関し、優れた識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第4 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (座長)

第5 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第6 懇談会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 懇談会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を懇談会に出席させ、意見を述べさせることができる。

## (庶務)

第7 懇談会の庶務は、企画政策部企画課が行う。

## (補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年11月19日から施行する。